

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第5号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月5日 04時30分ごろ	
発生場所	青森県むつ市大畑港 大畑港第1東防波堤灯台から真方位282° 530m付近 (概位 北緯41° 24.6′ 東経141° 10.2′)	
事故等調査の経過	平成23年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第一賢信丸、14トン AM2-5234（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第十八海鳳丸、10トン AM2-5541（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船尾外板に亀裂、船尾マスト及びハンドレール曲損 B 船首部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、大畑港に無人で係留していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、大畑港において、船長Bが、前部甲板で主機の遠隔操縦装置を操作し、係留場所に着いて同装置を甲板上に置き、岸壁に降りて係留作業中、係留索を引いた際に同索が同装置に接触して主機のクラッチが前進に入り、平成22年11月5日04時30分ごろB船が前進して船首がA船の船尾に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は無人で係留中、B船は係留作業中、大畑港において、船長Bが係留索を引いた際、同索が主機の遠隔操縦装置に接触して主機のクラッチが前進に入ったことから、B船が前進してA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、大畑港において、A船が無人で係留中、B船が係留作業中、船長Bが係留索を引いた際、同索が主機の遠隔操縦装置に接触して主機のクラッチが前進に入ったため、B船が前進してA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・作業を行う際には周囲の状況をよく確認すること。	